

勝山市農業委員会 議 事 録

平成28年5月25日

勝山市農業委員会

事務局長 ただいまより、5月の定例農業委員会を開催いたします。

事務局長 本日の会議ですが、17番 山口 拓雄委員は所用のため欠席する旨の届出がありました。
最初に、先に委員へ郵送しました議案書の議案第7号「現況証明について」の1番 木下文雄さんの申請ですが、申請に基づきまして 5月19日に、牧野、吉田、北山委員と現地確認をしましたところ、住宅を取り壊した後の具体的な計画が何もないということで、申請を受け付けることができないことになり、取り壊した後の計画が決まった時点で申請を出して頂くことを申請者に理解していただき取り下げということになりました。本日お手元には、1番の申請を省いた議案書を配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

事務局長 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

議長 (挨拶省略)

議長 それでは、本日の会議に入ります。
はじめに事務局より5月分の経過報告を申し上げます。

事務局 それでは、5月分の経過報告を申し上げます。
(様式変更について説明、省略)

議長 事務局の報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はございませんか。

議長 ほかにないですか。ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、18番 前田 壽夫委員、3番 松山 隆重委員の両名にお願いします。

議長 議事に入る前に先月の定例農業委員会で、次月報告することとなった案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは農地法第3条の調査書について説明します。
(説明省略)

議長(会長) 今後、関係のない項目のところは、斜線をひく、許可基準に該当する場合は丸印にするということで修正しました。このことについて何かご意見はございますか。

4番 この調査書をみれば、スムーズに3条について許可することを判断できるような、また意見を聞けるような調査書にお願いしたいと思います。

事務局 はい、わかりました。

議長

これより議事に入ります。

日程第1 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。このことについては、先月の定例農業委員会において継続となった案件でございます。

(議案説明省略)

議長

公社の規程に沿ったかたちでの利用計画書の提出であるということですが、本件についてご意見、ご質問等はありませんか。

4番

農業経営基盤強化促進法の第18条第1項でいう農用地利用集積計画の業務は、本市においてはどこが担当していますか。

事務局

農業政策課の農地グループが担当しています。

4番

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に該当しているかどうかということ、18条第6項に該当するか否かはどのように判断していますか。今回の農用地利用集積計画は、円滑化事業の一環としての農用地利用計画にはあたらないのではないかと。

効率的に農作業をすとか、農作業に常時従事すとかという条件がありますが、農業公社には農作業を行う人がいますか。定款の中で、農業公社職員が農作業をできることになっていますか。

公社には、農業者がいないのに、どうやって継続的に耕作していけるのか、農業生産のために効率的な利用ができるのか、この計画は側面的に援助するだけの事業だと思われる。農業公社が転貸するのであれば転貸禁止にひっかかります。

私は、市民農園とか農地法第3条で農業公社が使用貸借するようにすればいいのではないかと思います。

公益財団法人ですから、農業をやるということであれば定款にうたわなければならないと思いますし、この農用地利用集積計画を作成は第18条の要件や基本構想に適合していないと思います。

事務局

公益財団法人勝山市農業公社農地利用円滑化事業規程の中で、集積とは別にその他の事業ということで記載があります。先ほども説明させていただきましたが、第24条で、本法人は、農地売買等事業より買入れ、又は借り入れた農用地等の中間保有機能を有効に活用することによって、次の事業を行うことができるとなっており、
一 産地形成のためのモデル的な経営の実証を行う事業となっています。今回、公社は、そのモデル的な事業を実施したいということで、利用集積計画書を議案としてあげさせていただいています。

円滑化事業の規程は、農業委員会の意見を聴き、市長の承認を受けたものでござい

ます。そういうことも含めると何ら問題ないと思われま

4 番 農作業は農業公社がするのですか

1 1 番 公社の理事会においても、このことについては承認されています。
遊休農地になるよりは5年間つくってもらほうが良いと思います。

議長 公社の職員だけでなく他の方も手伝うと聞いています。

事務局 今言われているのは、集積計画まででないということですか。

4 番 集積計画でなくて、農地法第3条でいいと思います。

事務局 今回の案件について、農地法第3条の使用貸借についても検討させていただきましたが、農地法3条にも要件がありまして該当しない部分がありました。

また、市民農園方式についても検討しましたが、現時点では、広く市民に提供するようなものでなく、モデル的にやりたいということでしたので、市民農園方式もあてはまらないということで、考えたところ農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画が妥当ではないかということで判断しました。

4 番 公社がモデル事業として北谷町の農業振興に手助けをするのは問題ないと思います。むしろいいことだと思います。農業経営基盤強化促進法であることがどうかと言っているのです。

事務局 農地利用集積円滑化事業規程の中でモデル的な経営の実証事業ということで、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にありまして、今回、前回もですけど農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画でさせていただいております。

長(松村会長) これより、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定について、採決いたします。議案第5号については、原案のとおり決することに意義ございませんか。
(異議なし)

議長 ありがとうございます。議案第5号について、原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に日程第2 議案第6号 農地法3条第1項の規定による許可申請認定についてを議題といたします。事務局から説明を願います。

事務局 それでは、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定1件について

て説明いたします。

(議案説明省略)

議長

このことについては、現地確認をしていただいた委員から説明をお願いします。

7番

5月19日に、12番委員、11番委員と現地確認に行ってきました。資料の3ページの写真を見ていただきますと畦周り草が生えていますが、中は管理されております。また5ページの写真は管理されております。所有権移転で●●●●さんが所有されてもしっかり農地は農地として管理される状況にあると思います。

議長

現地確認の報告は以上のとおり説明はお聞きのとおりですが、審議に入ります。本件についてご意見、ご質問等はありませんか。

4番

確認ですが、●●●●の所有地はどれだけありますか。

事務局

2年前に買われた23の1がそうでございます。

4番

譲受人と認定農業者である●●●●さんが、農地法第2条第2項の規定にある同一世帯であること、生計を一にすることが条件になりますがクリアしていますか。

職務代理

資料の住宅地図を見ますと、●●●●さんの家の住所は、96-2となっておりますが、実態として農地台帳をみますと一緒になっていると思いますが、後継者なり息子が農地を買う場合において、同居であるとかがルールだと思っているのですが、今回の案件についてはどうですか。

7番

いわゆる自宅の前に別宅があって、二世帯住宅的な感じですか。生計は同一ですか。

職務代理

離れに住んでいるような感じですか。

7番

はい、そうです。同一敷地内です。

●●さんは、今日現在は会社勤めをしていて、休日は、しっかりと農作業に従事されているようなかたです。

職務代理

普通離れにしても住民票の住所は●●●●さんと●●さんの住所はいっしょになると思いますが、どうして確認していますか。

7番

二世帯住宅を建てて、同一敷地内で別の家を建てて行き来ができる状態の二世帯でもお金を借りるなりする場合は、きちんと住所をうつさざるをえないですね。

職務代理

住所が違うので別居状態にみえますが。

事務局 住所が違うという話ですが、申請書に住民票を添付していただいております、住宅地図上の住所は96-2となっておりますが、住民票では鹿谷町保田96-13-1となっております。●●●●さんを世帯主としまして●●さんはじめ家族全員が同じ世帯としてあがっています。実際の公図で見ましても、13-1の上に住宅があり、生計を同一にされています。

4番 要件が整備されているかが、この議案書には読み取れないから、職務代理が質問したのだと思います。

13番 要は調査書に要件を付け加えればいいのかではないですか。

事務局 必要要件は調査書に入れるなど、会長や職務代理に確認させていただきたいと思います。

職務代理 現地調査の段階で農地台帳等の確認をお願いします。

11番 現地調査の委員はそこまで確認できない。同一世帯かどうか生計を一にしているかは、事務局が確認し、ここで説明すればいいことだと思います。
農業委員は現地を確認するのです。

事務局長 必要な要件については、今言われましたように3条調査書とかに今後つけるようにしますので、よろしくをお願いします。

4番 もう1点、確認したいことがあります。取得する人が、不耕作地、遊休農地、人に貸している農地があった場合には、農地を取得できませんので、必要要件として調査してもらいたいですし、調査書にあげていただきたい。農業振興地域で不耕作だとか遊休農地があれば、原状復帰するまでは購入することは無理です。非農地があるのなら、現況証明手続きをするとか、行政委員として手助けしたいと思います。
今までのことを含めまして、調査書の整備等をお願いいたします。

7番 農業委員の選出は地区割、または団体から推薦を受けるかになっています。各委員が各地区を担当してそれぞれの地区の農地の状況を把握されていると思います。
今回、私が担当地区の農業委員ということで農業委員会から連絡をうけました。当然、地区の事情もわかります。ここで担当地区農業委員として発表して、同一世帯であること、農作業に従事していると報告したのに、なぜ私の意見が信用してもらえないのだろうと腹立ちもあります。そこまでつっこむのであれば、事務局に詳しい資料を提供してということにもなるし、たまたま発表したことに疑問があるのでしたら、私に意見をいってほしいと思います。

議長 現状は、7番委員がいわれることは間違いないということです。地図と住所が違うことがわかり、話になったということですのでご理解をお願いします。住民票で確認

できていますのでよろしくお願いたします。

11番

業者が作る地図は、番地など正確なものでないです。

事務局長

申請いただいた住宅地図の地番と相違ありますが、住宅地図は公的なものでないので間違えていることがあります。

4番

住民票を確認して、同一世帯になっていることを確認できているのなら、そのことも説明してください。

議長

現地確認していただいた農業委員、また住民票からも同一世帯であり、生計を一にしていることも確認できています。他に何かありませんか。

議長

ございませんか。ないようですので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定については原案どおり承認することに決しました。

議長

次に、日程第3 議案第7号 現況証明願いについてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局

それでは、議案第7号 現況証明願い1件について説明いたします。

(議案説明省略)

議長

それでは、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

吉田委員

今、事務局から説明がありましたとおり、5月19日に7番、11番と事務局と私で現地調査を実施しました。現地の写真は8、9ページになります。4字16番には、昭和23年より蔵が建っており、そのほかの場所では野菜類が植えられています。4字20番の写真は、9ページになり、庭木が植えられている状況です。両申請地を含め現在まで住宅敷地として利用されていましたことから、非農地であることを証明してもよいと思います。

議長

以上、お聞きのとおりですが、この件についてご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、これより、議案第7号それぞれについて採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

(異議なし)

議長 意義がないようですので、議案第7号 現況証明願いについては、原案のとおり決しました。

議長 次に報告事項に入ります。最初に、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局 本日、皆様のお手元に平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について配布させていただきました。これは、国から示された様式に基づいて、農業委員会事務局で作成しました。1年間を通して農業委員会の活動の点検と評価をし、さらに28年度は農業委員会の活動をどうすすめていくかを案としてあげさせていただいています。

本日は時間の関係上説明を省かせていただきます。ご自宅に戻られまして、読んでいただきまして何か意見がありましたら、農業委員会事務局までご連絡をお願いします。

議長 事務局の説明について何かありませんか。

4番 議案といっしょに送付することはできなかったのですか。

事務局 意見がありましても次月の定例会で間に合いますので、今回配布というかたちにさせていただきました。案の状態ですのでまだ変更できます。

平成28年4月から農業委員会等に関する法律の一部改正がありまして、今年度より農業委員会の事務の実施状況についてインターネットで公表しなければならないということになりました。また活動計画、活動の評価は、毎年度、6月30日までに公表しなければならないことになりましたので、よろしくお願いします。

職務代理 農業委員会の議事録について、備え付けてあって閲覧できるような形になっていますが、一般の市民が見られないので、市のホームページでも議事録を公表することによって農業委員会の活動報告をみえるように検討しているところです。市町によって、公表の仕方はいろいろですが、当市においては、審議結果、議事録というかたちで公表することを事務局と相談して決めました。

議長 それでは、何かありましたら事務局のへお願いします。

職務代理 これについては素案ですので、意見がありましたら次回の定例会までに事務局へお願いします。何も意見がない場合、お渡しした内容で6月30日までに市ホームページで公表しますので、よろしくお願いします。

議長 次に農地法第3条の3第1項の規定による届けについて報告をお願いします。

事務局	それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届けについて報告いたします。 (説明 あっせん希望1件あり)
議長	このことについて何かありませんか。
議長	ないようですので、次に各関係機関(議会、土地改良、JA)から何か報告事項はありますか。
議長	本日の議事は以上でございます。つづきまして、次回の定例農業委員会について事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は6月27日、月曜日、午後1時30分、本日と同じ場所での開催となります。
議長	それではこれで5月の定例農業委員会を終了いたしましたので、職務代理が閉会のことばを申し上げます。
職務代理	それではこれで、5月定例農業委員会を終了いたします。最後まで慎重審議を賜り、ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

18番 前田 壽夫

3番 松山 隆重